

令和2年4月9日

関係各位

名古屋税関

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた税関業務処理体制について

平素は、税関行政の円滑な運営に当たり、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、東京都他に緊急事態宣言が発令されたことを受け、名古屋税関を含む全国税関においても、感染拡大を防止するとの観点から、税関業務に支障をきたさないことを前提に業務処理体制を見直し、当分の間、感染拡大防止対策として職員を減らして対応することとしましたのでお知らせいたします。

関係各位におかれましては、常日頃、御協力をいただいているところでありますが、引き続き、迅速・適正な業務処理に努めてまいりますので、何卒御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

業務処理に関するお問い合わせにつきましては、これまでと同様の窓口へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

なお、名古屋税関管内が対象地域となる緊急事態宣言が発令された場合も、税関業務に支障をきたさない体制で業務処理を継続いたします。

〔問い合わせ先〕

名古屋税関

総務部総務課総務第1係

電話 052-654-4010